

補助金に関するFAQ

項目	質問	回答
対象設備	中古品は対象となりますか。	なりません。未使用品のみ補助金の対象となります。
	家庭用燃料電池の対象となる設備は、どのようにして確認できますか。	一般社団法人燃料電池普及促進協会のホームページの「エネファームの設備登録リスト」のページからご確認いただけます。
	家庭用蓄電池の対象となる設備は、どのようにして確認できますか。	一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページの「蓄電システム登録済製品一覧」のページからご確認いただけます。 ※令和3年度登録済製品および令和4年度登録済製品が対象となります。
	ポータブルの蓄電池は対象となりますか。	一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページの「蓄電システム登録済製品一覧」のページからご確認いただけます。 ※令和3年度登録済製品および令和4年度登録済製品が対象となります。
	太陽光発電は全量買い取りの場合、対象となりますか。	全量買い取りは対象となりません。
	断熱窓はどんな設備が対象ですか。	国が実施する補助事業の対象設備として、公益財団法人 北海道環境財団が公表する「補助対象製品一覧」に記載されているものが対象となります。 なお、一居室単位で外気に接する窓すべてを改修することが必要で、内窓設置・外窓交換・ガラス交換のいずれかの方法で導入された設備が対象となります。
	断熱窓の補助要件にある居室としてトイレも対象となりますか。	トイレは対象となりません。また、玄関、廊下も対象となりません。
ZEHの補助要件として国がZEH普及促進を目的に実施する補助事業にはどんなものがありますか。	国が実施する補助事業は、次の内容になります。 ・ZEH支援事業(環境省) ・次世代ZEH+実証事業(経済産業省) ・こども未来住宅支援事業(国土交通省) ・LCCM住宅整備推進事業(国土交通省)など 該当かどうかわからない場合はお問い合わせください。	
令和4年3月31日以前に設備の購入に係る契約をし、令和4年4月1日以降に設置した場合、補助対象者になりますか。	補助対象者となります。ただし、令和4年4月1日以降に設置したことを確認できる書類の提出が別途必要です。	
令和4年3月31日以前に設置した設備は補助対象者になりますか。	補助対象者となりません。	
前年度までに、対象設備の購入契約もしくは対象設備付住宅の購入契約を締結したが、設置が来年度以降になる場合、補助対象者になりますか。	補助対象者となりません。今年度中に設置が完了する方が対象となります。	

補助対象者	設備の設置日の定義はありますか。	<p>○対象設備の購入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーの保証開始日など、設備の設置(運転開始等)を証明できる日を設置日とします。 ・太陽光発電システムは電力受給開始日(保証開始日) ・高断熱窓は設置完了日が分かる書類の写し(施工証明書に記載された納入日など)。 <p>○対象設備付住宅の購入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該住宅の引き渡し日を設置日とします。
	マンションの管理組合や自治会館などに対象設備を設置する場合は、補助対象者になりますか。	なりません。自己が居住する住宅に対象設備を設置した方もしくは、対象設備が設置された住宅を自らが居住のために購入した方が対象となります。
	店舗兼住宅に対象設備を設置する場合は、補助対象者になりますか。	店舗・事務所等との併用住宅に設置する場合も、対象となります。
	住民票が別の住所にあり、市内に所有する別荘(別宅)に対象設備を設置する場合は、補助対象者になりますか。	住民票記載の住所地以外の別荘(別宅)等に設置される方は対象にはなりません。
	対象設備について、明石市の他の補助金との併用は可能ですか。	併用できません。
	対象設備等について、国や県の他の補助金との併用は可能ですか。	併用可能です。
補助金の額	蓄電容量1kWhあたり2万円とありますが、蓄電容量の記載がない場合はどうしたらよいですか。	公称容量(もしくは定格容量)を記載してください。
	蓄電容量に小数点以下がある場合は、どうしたらよいですか。	小数点第2位以下がある場合は、切り捨ててください。(例:4.56kWh → 4.5kWh)
	高断熱窓の補助対象経費のうち、本体の購入費以外の必要工事費を教えてください。	<p>必要工事費とは次の内容になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象製品の取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地財等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費(場内集積まで) ・補助対象経費を算出するための実測費 等
	消費税及び地方消費税は補助対象経費となりますか。	補助対象経費とはなりません。
	申請書類はどこで入手できますか。	市の「家庭用脱炭素化設備導入支援事業」ホームページより交付申請書をダウンロードお願いします。また、市役所行政情報センター、各市民センター、サービスコーナーでも入手できます。入手が困難な方は、環境創造課(078-918-5786)までご連絡いただけましたら、郵送等させていただきます。
	申請書類を受付窓口(環境創造課)へ持参してもよいですか。また、メール、FAXでもよいですか。	原則、郵送にてお送りください。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、直接持参はお控え下さい。メールやFAX等についても、個人情報保護の観点において、誤送信、不達などによるトラブルを避けるため、お控えください。
	先着順ですか。	先着順ではありません。7月1日から9月30日まで申請を受け付けます。その後、申請額が予算額を超過した場合、申請者全員を対象とした抽選により、補助金候補者を決定します。

交付申請	申請が届いているかどうか確認できますか。	確認できません。なお、募集期間終了後、申請多数の場合抽選を行い、10月中旬以降に結果を郵送でお知らせいたします。結果通知までしばらくお待ちいただくため、ご不安な場合は書留等をご利用ください。
	押印は必要ですか。	交付申請書への押印は不要です。
	設備の設置前でも申請できますか。	設置前の申請も可能です。設備のメーカーや型式が未定の場合は、未定で申請してください。ただし、補助要件を満たす設備を導入していただくことが交付の条件となります。
	交付申請の時点では、市外または市内の別の住所に住んでいますが、年度内に転入・転居する場合は、申請できますか。	申請できます。年度内に、住宅の引き渡しを受け、市の住民登録をお済ませください。(必要書類提出時、明石市の住民票の写し等記載の転入日をお知らせください。)
	家庭用蓄電池の型式は、何を記載すればよいですか。	SIIが公表する蓄電システム登録済み製品一覧に記載されているパッケージ型番を記載してください。
	家庭用燃料電池と家庭用蓄電池の両方を設置した場合、両方とも申請は可能ですか。	申請できます。ただし、各1台限りとなります。
	家庭用燃料電池を含むZEHを設置した場合、両方とも申請は可能ですか。	どちらか一方で申請できます。ZEHとの重複申し込みはできません。
	交付申請書の「3.交付申請額の計算」について、容量×2万円の計算が8万円を超える場合、どのように記載したらよいですか。	蓄電池の申請額は上限8万円となりますので、容量×2万円の計算が8万円を超える場合、8万円と記載ください。
	申請書の記載内容を間違ってしまったのですが、どうしたらよいですか。	受付期間内であれば訂正可能ですので、まずは環境創造課へご連絡ください。
	設置する蓄電池の容量が変更になったのですが、変更可能ですか。	申請期間内(7月1日から9月30日)においては、変更可能ですので、ご連絡ください。申請終了後でも、要件を満たす設備であれば、設置容量の変更は可能ですが、交付額は、申請いただいたときの容量で上限が計算されますのでご注意ください。(例:容量3.5kWh・申請額7万円で交付申請を提出し、補助対象者に決定。決定後、容量を4kWhの設備に変更した場合、交付の上限額は7万円となり8万円にはなりません。)
誰に申請の手続きの代行ができますか。	設備の設置業者や販売業者、住宅の施工業者等、適切な方を代行者として選定してください。	
二世帯住宅で、それぞれの世帯に対象設備を設置した場合は、世帯ごとに申請は可能ですか。	設備購入者の名義が異なる場合、申請可能です。世帯ごとに申請してください。	
抽選	抽選をするかどうかはいつわかりますか。	申請受付締切後の10月初旬にホームページにてお知らせいたします。
	抽選はどのような方法で行われますか。	抽選を行う場合、市のホームページで詳細をお知らせします。
	抽選結果はどうしたらわかりますか。	市のホームページでお知らせするとともに、申請者全員に結果をお知らせします。10月中旬以降を予定しています。
	必要書類(契約書や領収証等)は、いつ提出すればよいですか。	設置(支払)完了後速やかに提出してください。

必要書類 提出	契約書の写しはすべてのページが必要ですか？	発注者と請負者の双方が確認できる部分、および補助対象設備とその設置経費が確認できる部分(内訳等)に該当する部分についてのみ、写しを送付ください。
	住宅購入の場合や複数工事を一括で契約している場合、契約書に総額表記しがなく、対象設備の内訳がない場合はどうしたらよいですか？	契約書に記載がない場合は、契約内容に対象設備の設置が含まれることがわかる書類を別途提出ください(様式指定はなし)。
	契約日が令和4年4月1日以前の場合のみ、対象設備を令和4年4月1日以降に設置したこと又は対象設備付住宅を購入したことを証明する書類として、どのような書類が必要ですか？	対象設備が設置された日もしくは運転が開始された日がわかる書類をご提出ください。例えば、保証書に保証期間開始日が記載されていれば、その部分の写しでも構いません(型式名の提出書類と重複して提出いただく必要はありません)。
	設置又は購入金額を証明する書類はだれが作成しますか？	補助対象設備を販売・設置した事業者に作成いただく必要があります。
	設置日を証明する書類は、どのような書類を提出すればよいですか。(※購入契約日が、令和4年4月1日以前の場合のみ)	設備の購入の場合は、設備の保証書(※保証開始日が記載されているもの)等、設置日が証明できる書類を添付してください。難しい場合は、個別に検討いたしますので、ご連絡ください。また、対象設備付住宅の購入の場合は、住宅の引き渡し日を証明する書類を添付してください。
	対象設備の型式名及び製造番号が確認できる書類として、どのような書類が必要ですか？	型式名(蓄電池の場合は国のSIIが指定するパッケージ型番)と製造番号が確認できる写真もしくは保証書の写しなどを提出ください。※写真の場合は、型式名および製造番号が判別できるようにしてください。
	住宅購入の場合や複数工事を一括で契約している場合、領収書に総額表記しがなく、対象設備の内訳がない場合はどうしたらよいですか？	契約書等で対象設備の内訳がわかる場合は、総額表記だけで差し支えありません。契約書等で対象設備の内訳が判別できない場合、対象設備(蓄電池もしくはエネファーム)の設置経費を内訳として別途記載ください(例) 総額:〇〇〇円 (うち蓄電池設置工事代として〇〇〇円)
	領収書がない場合はどうしたらよいですか？	支払および領収を証明する書類を提出ください。※領収を証明する書類は、販売事業者によりご作成・提出いただくことも可能です。様式指定はございませんが、購入者、領収者、領収年月日、領収金額の記載が必要です。様式例をホームページにて掲載していますのでご参照ください。※ご不明な点がございましたら、個別にご相談ください。
令和5年3月31日までに必要書類の提出ができない場合はどうなりますか？	補助金は交付できません。	
請求 交付	補助金の振込先の口座名義を申請者と異なる者にしてもよいですか？	補助金請求書の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
	請求書の押印は、認印でもよいでしょうか？	銀行印でなく認印でも問題ありません。ゴム印(シャチハタ等)は不可です。
	補助金の振り込みはいつ頃でしょうか？	請求書(※振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかる口座情報のコピーもあわせて)受理後、約1カ月以内に手続きを行います。
	補助金の振込日の通知はありますか？	振込日の通知は行いません。